

海外における性犯罪者登録情報の公開・閲覧について

資料 7

	イギリス	カナダ	フランス	オーストラリア	アメリカ	韓国
情報管理者 情報監督者	○警察 (犯罪者の居住予定地を管轄する警察)	○カナダ連邦警察(PCMP)	○司法データベース 司法省	○警察長官	○州の法執行機関	○国家青少年委員会
登録情報の 閲覧・公開	○非公開の原則 ○性犯罪者情報を一般に公開して、国民の自衛に資するという方向性は目指していない。	○登録情報の閲覧は、原則として、許されない。(連邦法) ○登録情報の開示も原則として禁じられている。	○非公開の原則	○一般的な公開が認められないことはもちろん、その提供も厳しく制限されている。	○原則として、公開 ○従来、州の裁量により委ねられていた公表制度の内容について、連邦法により、州に最低基準を示した。 ○一般公衆に対して公表してはならない事項(被害者特定事項、犯罪者の社会保険番号、有罪判決を受けていない逮捕歴等)、州の裁量で公表対象から除外できる事項(雇用の名前、犯罪者が通う教育機関等の名称等)のほかは、原則として、公表しなければならないとした。	○登録情報の閲覧 5年間閲覧に供するようにする命令を青少年対象性犯罪事件の判決と同時に宣告しなければならない。 ○閲覧できる者 ・登録対象者の住所を管轄する市、郡、区内に居住する青少年の法定代理人 ・登録対象者の住所を管轄する市、郡、区内の青少年関連教育機関の長 幼稚園、小中学校、塾、教習所、児童福祉施設等
閲覧が認められる場合	○公衆への危険の程度が性犯罪者のプライバシーを上回る場合に限って、登録された情報を提供できるが、公衆にはその提供を請求する権利は認められない。 ○例外的な情報提供制度 多機関公衆保護協定に基づく情報提供 警察長官、地方保護観察委員会及び刑務所行政所管大臣が責任機関として、地元の教育機関、住宅・健康・福祉担当部署等と密接に協力し、性犯罪防止、特に子どもを犯罪から保護するために必要な措置を採ることを内容とする。	○例外として、連邦登録法を執行するため参照が必須である者(性犯罪の調査にあたる警察職員等)に限り、閲覧が認められている。 ○登録情報をその他の情報と照合することは、性犯罪の調査にあたる警察職員等、連邦登録法を執行するのにその行為が必須である者に厳しく限定されている。 ○開示について、例外的に法を執行するため必須である場合には認められる。 性犯罪者本人への開示、PCMPの長官が認めた調査・統計のための利用等	○次の場合に限り、捜査機関及び政府行政機関関係者にも、コンピュータを通じてその閲覧による利用が認められている。 ①性犯罪事件の容疑者の特定、証拠収集及び捜査関係調書作成のため必要があると認められた場合には、当該事件の捜査を担当する司法警察職員。 ②未成年者との接触が常態的に予想される職業(学校等の教育施設)等へ従事するための資格取得又は承認に係る申請がなされた際に、確認を要すると認められた場合は、審査認可権限を持つ県行政職員が許可を求めることにより、利用することができる。	○警察長官が承認した者のみが閲覧でき、また他の法律に定める場合に限り閲覧が認められている。	—	○閲覧情報 ・氏名 ・年齢 ・住所及び実際の居住地 ・職業及び職場等の所在地 ・写真 ・青少年対象性犯罪の経歴
情報管理、 秘密の遵守と、 罰則規定	確認できず	○登録情報の利用等が認められない場合、故意に利用等を行った者は、10,000ドル以下の罰金、又は6月以下の自由刑に処せられる(又はその併科)。	○データアクセスした場合には、閲覧日、閲覧者氏名、閲覧した情報等が電磁的記録として、残されるとともに、守秘義務が課される。 ⇒許可なく閲覧した場合、外部に漏らした場合には、刑事訴追を受け、5年以下の拘禁刑及び30万ユーロの罰金に処せられる。	○閲覧が認められる者は、その情報について秘密扱いとすることが要請され、これに反した場合11,250豪ドル又は2年の自由刑に処せられる。	○住民は、制限なしにインターネット登録の記録にアクセスできるが、インターネット登録の情報を使って、脅迫、嫌がらせ、情報の悪用をした場合には刑事罰が科せられる。	○秘密遵守 ・登録、閲覧、保存及び管理業務に従事し又は従事した者は、業務上知った登録情報を漏えいしてはならない。 ・閲覧できる者は、閲覧を通じて知った情報を新聞雑誌等の出版物、放送又は情報通信網を利用して漏えいしてはならない。 ⇒罰則 5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

※参考文献 レファレンスNo.655 「性犯罪者情報の管理・公開」、「2008 法務総合研究所研究部報告38」、「外国の立法 234(韓国における性犯罪者の再犯防止対策)